

平成28年4月15日

No.317

# 畜産会 経営情報

## 主な記事

- ① セミナー生産技術  
地域に根ざした新たな放牧技術の展開について  
—移動式酪農システム(MMP)開発による放牧技術の実証— 葦澤 靖
- ② 畜産学習室  
畜産の経営継承にかかる税務  
第2回 個人畜産農業者の相続による経営継承 森 剛一
- ③ セミナー経営技術  
平成26年度における畜産特別資金等借受者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①(酪農経営)
- ④ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ  
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の補填金単価(概算払)について
- ⑤ あいであ&アイデア  
屋根のメンテナンスで快適な畜舎を持続させよう!  
編集部

## 公益社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2デューアイシービル9階  
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

## セミナー

### 生産技術

## 地域に根ざした新たな放牧技術の展開について —移動式酪農システム(MMP)開発による放牧技術の実証—

公益財団法人農村更生協会 八ヶ岳中央農業実践大学校 葦澤 靖

### 1. はじめに



この取り組みは、中山間地域を中心に特に本州以南における舎飼いによる加工畜産型酪農が崩壊の危機に直面している中で、反芻動物である乳用牛の持つ潜在能力を発揮できる放牧酪農への転換技術を開発することが狙いです。併せて、ゆとりのある健全な酪農経営の確立を図るとともに、生草の摂取等を通じた生乳の機能性の向上等により、エシカルなど新たな消費者ニーズに応えた酪農産物の個性化、ブランド形成など中小放牧酪農経営等の救世技術の開発を図ることも目的です。

このため、中山間地域をはじめとして増加している耕作放棄等の未利用地・低利用地や

酪農利用が可能な農地・草地を活用して、生乳生産を行う上で必要となる省力かつ低投資放牧技術の開発および検証と実証を行いました。

放牧地で、その場で搾乳する「移動式搾乳機」を中心とした放牧酪農技術・システムの開発により、未利用地・低利用地の活用、酪農作業の省力化を図ると同時に、乳製品の機能性を高めることを実証しました。また、自然により近く搾乳することからコンフォートの観点からも生産性向上および放牧がもたらす生産物の機能性の向上を検証しました。

併せて既存の畜舎飼養と放牧飼養の収益比較と、放牧の可能性と管理手法の確立を検証し、作業等のマニュアル化で試験研究の実施期間開始は平成26年4月21日から平成28年3

月31日の放牧2シーズンとしました。

## 2. 取り組みと組織

農林水産省の「平成26年度攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業（うち産学の英知を結集した革新的な技術体系の確立）」に参加し、試験研究名は「移動式搾乳システムの開発による放牧酪農技術の実証」としました。

試験研究チームは、試験研究等のフィールドコミッションを推進する八ヶ岳中央農業実践大学校（以下：実践大）と、長く放牧用草種のペレニアルライグラスの育種造成および各種放牧技術試験を行ってきた山梨県酪農試験場（以下：山梨酪試）草地環境科・保倉勝己氏）に参加いただき、試験研究コンソーシアムを構成しました。協力機関は日本獣医生命科学大学・長田雅宏氏（選考度調査）、信州大学・竹田謙一氏（MMP命名等）、オリオン中央販売、サージミヤワキ、信州富士見ミルク工房等となっています。

## 3. 試験研究概要と成果

### ① 牧地内搾乳技術確立（移動式搾乳機MMP＝Mobile Milking Parlour 写真1）（担



写真1 MMP外観と作業風景

当：実践大 町田 成史)

搾乳・終牧・秋季間飼養までの期間利用を実施、その牛群管理から機器のユニット管理までの技術の確立。放牧地内でより省力化管理を可能とする放牧ユニットをシステムの調整および改善。

○実施状況

### （1）軽トラック型簡易的移動式搾乳機

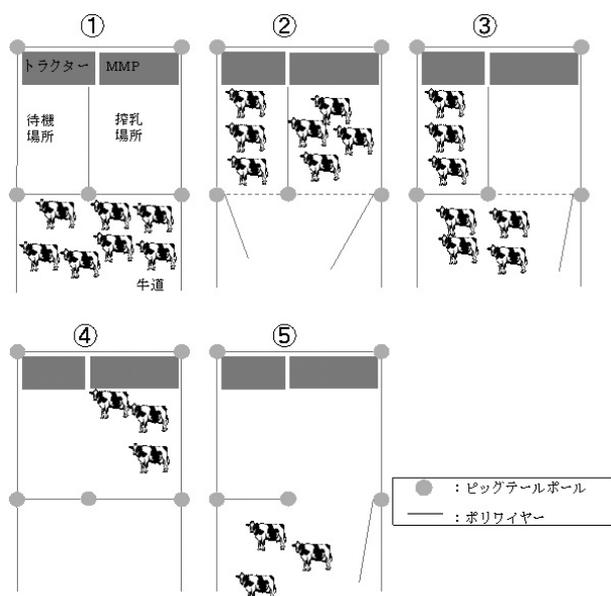
（写真2）

簡易的搾乳機は、次項の「移動式搾乳機」導入までの間に実施したもので、併せて牛・人の放牧馴致の意図もありました。本機は、軽トラックにバケットミルカー、真空発生装置、発電機、保定枠を積載したものであり、1頭ずつ搾乳を行う搾乳システムです。このシステムを用いて平成26年7月から8月下旬まで搾乳牛3頭の搾乳管理を行いました。搾乳管理の作業は、牛舎で洗浄済みのバケットミルカーを軽トラックに積載し、放牧地内の電線で設置された搾乳場所に移動しました。搾乳場所に隣接している待機所に牛を滞留させ、1頭ずつ乳牛を搾乳場所に追い込み、搾乳を行いました。加えて、搾乳準備から搾乳片づけまでの作業時間を記録し、作業性を調査しました。同時に事故発生回数も調査しました（図1）。



写真2 軽トラック型簡易的移動式搾乳機

図1 追い込み状況



## (2) 移動式搾乳機（以下、MMP）

平成26年8月より、実証試験を行いました。稼働期間は、平成26年8月から11月と平成27年4月から10月までです（表1）。平成26年は、MMPの作業項目の抽出と作業内容の確立を図りました。平成27年は、MMPの作業性を調査するために、作業時間、作業人数を測定し、測定された値から1頭当たりの労働時間と作業量を算出しました。さらにMMPの作業性に関わる要因（作業人数、搾乳頭数）を調査しました。また、MMPを利用した放牧飼養の作業性を評価するために牛舎飼養の労働性も調査し、比較しました。

### ○結果

本機および軽トラックタイプの運用は問題なく試験を実施することができました。

軽トラックを用いた簡易的移動式搾乳機での搾乳を実証することができました。管理者も2週間で作業を馴致できます。2頭同時搾乳が可能になれば、作業効率が上がります。

表1 MMP搾乳の実施状況

| MMP 実働期間と日数 |        |        |       |
|-------------|--------|--------|-------|
| MMP 対応状況    | 2014年度 | 2015年度 | 累計    |
| 延日数         | 143    | 153    | 296   |
| 延頭数         | 667    | 1,615  | 2,282 |
| 平均頭数        | 4.7    | 10.6   | 7.7   |
| 延搾乳頭数       | 1,299  | 3,230  | 4,529 |

2014年度 2014年7月30日から10月23日。うち、5日間は天候事情で一回搾乳。  
2015年度 2015年5月2日から10月1日。

作業効率を上げることで、少頭数の搾乳牛を軽トラックをベースとした簡易的移動式搾乳機で管理できる可能性があります。

悪天候による1回/日搾乳は、乳牛への悪影響は認められませんでした。発情も発見できますが、常時観察ができない場合には、ヒートマウントデテクターや発情監視システムが必要となります。飼料給与体系は、5月から7月までは放牧草のみで搾乳牛を管理できる可能性があります。8月から10月までは、低蛋白含量かつ高エネルギー含量の補助飼料を給与すべきと考えます。

本試験実施にあたり競合を防ぐ目的で特許の出願を行いました。（特許出願2015-207952）

[移動式搾乳装置および該移動式搾乳装置を利用した搾乳方法515294134]

参考：今回のMMPの設備・設置経費はトラックを除く約8,000千円、最小施設約3,000千円で可能です。

## ② 府県型搾乳牛放牧飼養技術の実証

（担当：実践大 町田 成史）

搾乳牛1頭当たりの放牧面積が20aおよび40aの昼夜放牧条件下で、放牧草の特性を活かした飼養モデルを作成。

### ○実施状況

## 1) 牛群管理

平成26年7月～11月、平成27年4月～10月まで移動式搾乳機を用いた放牧飼養管理の実施を開始しました。搾乳牛は、2ヵ所の放牧地、小面積区（14a/牧区）と大面積区（46a/牧区）で飼養管理しました。小面積区はペレニアルライグラス主体、大面積はチモシー主体です。

## 2) 栄養管理

体重、乳量、乳成分、血液成分分析を行いました。

### ○結果

搾乳機の作動不良および悪天候による1回/日搾乳は、乳牛への悪影響は認められませんでした。本試験搾乳牛は搾乳量が20kg/日以下でした。乳房への負担が小さく、乳房炎が発症しなかったと考えられます。放牧地搾乳は、天候に左右されるため、搾乳時間をずらす、または1回/日搾乳の必要性があります。しかし、著しい不等間隔搾乳を継続的に行うのは、後述の通り、望ましくないと考えられます。このため、1回/日搾乳時は、搾乳量をコントロールしなければならないため、濃厚飼料の給餌なしで、放牧草のみとすることが好ましいと思われま

す。繁殖管理関連で発情の見逃しが多かったと考えられます。常時観察ができない場合には、発情の確実な検出方法を講じておくことが重要です。

## ③ 県型搾乳牛放牧牛乳および乳製品の評価

（担当：山梨酪試 保倉 勝己ほか）

搾乳牛1頭当たりの放牧面積が20aの昼夜放牧条件下で生産された、放牧乳製品の機能

性成分含量の季節別推移を明らかにし、差別化商品とするための成分的特徴を提示。従来の畜舎体系と比較しながら放牧体系の経営評価を行い、コストの30%削減と、労働生産性30%向上の実証。また、放牧乳製品の消費者選好調査を実施しました。

### (1) 機能性成分等調査

#### ○実施状況

搾乳牛1頭当たりの放牧面積が20aの昼夜放牧条件下で生産された、放牧乳製品の機能性成分（β-カロテン、共役リノール酸）含量の季節別推移を明らかにし、差別化商品とするための成分的特徴を提示します。乳製品（ヨーグルト、チーズ）の試作と、直売所等でアンケート調査等を実施し、放牧乳製品の有望性を評価します。

#### ○結果

1年目は明確な放牧効果の定量はできませんでしたが、2年目は放牧生乳のβ-カロテン含量が舎飼い生乳と比べて平均で1.7倍、CLA含量が平均で1.4倍に増加した。放牧乳製品は、舎飼乳製品と比べてβ-カロテン含量が平均で3倍程度、CLA含量が平均で2倍程度に増加し、放牧乳製品の個性化（差別化）は可能でした。

### (2) 放牧乳製品の試作と消費者選好度の調査

#### ○実施状況

当校を会場に開催された「第16回八ヶ岳まるごと収穫祭（平成27年10月24・25日）：主催長野県原村」に来場した成人（学生を除く）に対してアンケートを実施しました。同施設の舎飼い管理の牛乳で製造された乳製品

を比較し回答する方法で行いました。クロス集計を行うとともに、放牧乳製品の嗜好・食味の解析はCS分析を行いました（日本獣医生命科学大学協力）。

### ○結果（図2）

回答者数は568人、主婦層が中心であったことがうかがわれます。

試食アンケート調査を実施したところ、総合評価で「大変良い」、「良い」はヨーグルト・チーズともに80%を示し、放牧乳製品は消費者に対し受容性が高いと判断されました。ただし、ヨーグルト・チーズの「におい」や、ヨーグルトの「後味」については満足度が低く、牧草の風味を考慮した製品開発が必要です。

## 4. 本試験を終えて 今後想定される実用化展開

今回の試験はあくまで放牧地で乳牛を管理し、屋外で搾乳できるのかが大きな課題でしたが、当研究チームではそのスキームは現場段階で可能と判断できる状況まで検証できました。では、次にどのようなシーンで本システムを活用が可能か、またその利用の幅を広げる試験や内容の掘り起こしが重要です。

次に掲げたものは現段階で、より現実性を高めることを目的に検討しているものとなっています。

### 1-移動式搾乳機の小規模化、構造の改善のための実証

#### ○小規模化のための実証（mMMP miclo =MMP）

- ・アクティブ化—小型トラック—軽トラック

表2 選考度調査による傾向

|              | 大変良い | 良い  | どちらとも<br>いえない | 悪い  | 大変悪い | n   |
|--------------|------|-----|---------------|-----|------|-----|
| 見た目ヨーグルト     | 88   | 298 |               | 173 | 2    | 561 |
| においヨーグルト     | 61   | 259 |               | 187 | 48   | 557 |
| 味ヨーグルト       | 157  | 310 |               | 78  | 1    | 557 |
| 後味ヨーグルト      | 108  | 293 |               | 132 | 25   | 559 |
| また飲みたいかヨーグルト | 138  | 318 |               | 90  | 1    | 557 |
| 総合的にヨーグルト    | 131  | 323 |               | 91  | 1    | 556 |

- ・可動式連動スタンションと半固定化対応

### 2-移動式搾乳機の小規模化、構造の改善のための実証

#### ○構造の改善のための実証

- ・ミルクカー・集乳車とバルククーラーをトラックに分離して積載する（分離輸送化）ことによる作業スペースの拡大と軽量化
- ・生乳移動ストレスの軽減、温度ラグ解消による省エネ対応
- ・泥濘化およびあらゆるスペースでの移動および作業対応のための実証（クローラー型等）

### 3-移動式搾乳機の利用対象やスペースに応じた実証

#### ○休止公共育成牧場等利用に対応する本システムの技術等構築、牧柵、移動式ストールの企画

#### ○搾乳牛以外での活用（ケア施設として）育成、乾乳牛など

#### ○スマート畜舎（中央畜産会企画）を利用する場合、また冬場等において放牧システムのスキーム構築

### 4-移動式搾乳機のタイプごと、牛群ごと、季節ごと等の放牧生乳の品質・成分、家畜

のストレス物質データの収集

5-移動式搾乳機に積載されたミルクカー・バルククーラーの稼働に必要な電源の開発

○炭素繊維FRPの活用等によるソーラー発電等によるバッテリーへの充電

6-移動式搾乳機の地域における利用展開のための実証

○天災等緊急対応時における移動式搾乳機の活用のためのスキームの構築

○地域興しに貢献する6次化対応スキーム構築

7-あらゆる放牧畜産への対応

○大家畜飼養低コスト化、レイヤートレーラなど

## 5. 終わりに



現在、少子化および後継者の異業経験からの就農など、全国の畜産教育施設の利用率は減少していることなど、あらゆる状況から厳しさを増していることは否めません。当校もこれら減少する農業就農希望者ニーズに応えるべく、あらゆる展開を模索しています。「教育機関としての個性化、新しい発想で自立できる担い手育成」の視点から、当校畜産部も基本的な舎飼いを基に、放牧酪農への転換を進めているところにありました。

しかし、当校は内地でも比較的規模の大きな自給飼料生産基盤を有しており、放牧への転換を進める上で畜舎と草地の距離、観光地としての往来を考慮した衛生対策など、放牧酪農を成立させる為の課題は山積していましたが、放牧転換への課題は早急に進めなくてはならず、苦慮していたのが始まりでした。

企画の発想は「昨今ショッピングセンターなどに横付けする移動店舗の発想を酪農の現場に利用できないか」から始まっています。そのタイミングに国で事業化された前出の事業に企画応募し、採択いただいたことでより具現化するきっかけになりました。

今回の技術開発は、人・ニーズ・ロケーションなど偶然が重なった産物と思われま

す。現在、TPP等に派生する生産、消費の動向は変わりつつあり、酪農を取りまく環境はより厳しさを増しつつあります。

今までの経験、技術をベースに新しい発想で経営の展開を図ることが必須と思われま

す。本試験では、機器の運用の実証、低コスト化、生産物の機能性向上の、消費者選考度の検証はされましたが、決して、放牧だけが低コスト生産、生産物や製品の個性化が図れる救世技術とは思われません。

これから新たな展開で経営を求めている経営者、資金力の乏しい新規就農者、6次化を検討する生産者、中山間部の地域興しを目的とする営農等集団、自然に特化したリゾート企業等の選択肢として、検討いただく技術になればと願っています。

今回、本企画に対し多くの方々にご協力をいただくことができました。それぞれ、放牧の良さ、憧れなど共感いただけたことが、その広がりを大きくしたものと思われま

す。今回執筆するにあたり関係各位に感謝申し上げます。

(筆者：公益財団法人農村再生協会八ヶ岳中央農業実践  
大学校畜産部 移動式酪農システム開発普及チーム代表者)

## 畜産学習室

# 畜産の経営継承にかかる税務

## 第2回 個人畜産農業者の相続による経営継承

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛 一

### (1) 相続とは何か？

相続とは、人が死亡した場合に、その者と一定の親族関係にある者（配偶者や子など）が財産上の権利・義務を承継することをいいます。死亡した人を被相続人、承継した人を相続人といいますが、被相続人が営んでいた畜産・酪農などの事業について、相続によって経営継承される場合、被相続人の権利や義務を相続人が包括的に継承します。

### (2) どのような届け出が必要か？

被相続人および相続人の双方について、「個人事業の開廃業等届出書」を提出します。また、相続人が青色申告をするには「所得税の青色申告承認申請書」に加えて、専従者がいる場合には「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出することになります。

相続人が青色申告をする場合の青色申告承認申請書の提出期限は、①相続がその年の8月31日以前のときは相続の日から4ヵ月以内、②相続がその年の9月1日から10月31日の間であるときはその年の12月31日、③相続がその年の11月1日以後であるときは翌年2月15日——です。また、「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出期限はその年の3月15日ですが、その年の1月16日以後開業し

た場合は2ヵ月以内となります。

### (3) 被相続人および相続人の決算

死亡した者の死亡する日までの期間における事業等に関する所得税の申告をしなければなりません。この所得税の申告を準確定申告といえます。相続のあったことを知った日の翌日から起算をして、4ヵ月を経過した日の前日までに、相続人が共同で申告をすることになります。これは、確定申告書に準確定申告と記載し、付表を添えて申告手続きをすることになります。

被相続人の決算は死亡の日までの期間を対象として行います。この場合、年初から死亡の日までの収入金額や必要経費は被相続人、死亡の翌日から年末までの分を相続人のものとして計上するのが原則です。しかしながら、酪農経営では1月単位で乳代精算が行われるため、収入金額や必要経費について日割り計算を行わず月単位で被相続人と相続人に割り振ることもやむを得ないと考えます。

### (4) 減価償却費の計算

被相続人の決算において、減価償却費の計算は、死亡した日までの月割計算となります。この場合、1月未満は1月となります。一方、相続人の減価償却費の計算についても、相続

によって開業した日からの月割計算となります。この場合も1月未満は1月として計算します。月の途中で被相続人が死亡した場合、例えば11月1日に死亡した場合、被相続人において11ヵ月分、相続人において2ヵ月分の減価償却費を計算します。このため、結果的には相続人と被相続人とを合わせて13ヵ月分が計上されることになります。

相続の場合、減価償却資産の取得価額および未償却残額は、相続により取得した者が引き続き所有していたものとみなされます。このため、相続により取得した資産の減価償却費は、被相続人の取得価額および耐用年数、未償却残高を引き継いで計算します。ただし、相続日が取得日となりますので、被相続人が平成19年3月31日以前に取得して「旧定額法」が適用されていた資産についても、今後発生する相続では、相続人において一律に「定額法」が適用されることになります。また、償却方法は引き継ぎませんので、被相続人が定率法（旧定率法）を選択している、相続人においても引き続き定率法による場合には、改めて届出書を提出する必要があります。

#### (5) 青色申告特別控除、各種所得控除

被相続人が青色申告をしていた場合、確定申告においても青色申告特別控除が適用されます。複式簿記で記帳のうえ貸借対照表を添付して期限までに申告するなどの要件を満たせば青色申告特別控除額は65万円になります。一方、相続人においても、前述した提出期限までに青色申告承認申請書を提出すれば青色申告特別控除が適用され、要件を満たせ

ば65万円を控除できます。この場合、同じ年分の所得税について相続人と被相続人の両方で65万円を控除することもできます。

控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況によって判定しますが、被相続人が死亡した場合には死亡の日の現況によって判定することになります。したがって、相続のあった年においては、同じ被扶養者を被相続人と相続人の両方の配偶者控除や扶養控除の対象とすることも可能です。

医療費控除や社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費や保険料等の額です。このため、死亡後に相続人が支払った医療費などを被相続人の準確定申告において医療費控除等の対象に含めることはできません。

#### (6) 消費税の取扱い

消費税について、相続の場合は納税義務を継承しますので、相続があった年の基準期間（前々年）における被相続人（親）の課税売上高が1千万円を超える場合、相続があった日の翌日以後その年分の相続人（子）の納税義務は免除されません。これに対して、生前の経営継承の場合、継承者（子）は新規開業の形になりますので、継承者には基準期間の課税売上高がないことになり、課税事業者を選択しない限り、開業した年とその翌年は免税事業者となります。

#### (7) 相続税

相続があった場合、一般には、相続人間に

において遺産分割協議書を作成して、これに基づいて相続手続きを行うこととなります。土地や家屋については、相続による所有権移転の手続きによって、所有者の名義を変更します。

相続した財産が基礎控除額を超える場合には、相続税を納めなければなりません。平成26年分まで、基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」でしたが、平成25年度税制改正により、平成27年から相続税の基礎控除について「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げるとともに、最高税率が55%に引き上げられました。この結果、これまでは相続税を納めなければならないのは全体の相続件数の4%程度と言われていましたが、課税対象者が1.5倍程度に広がることとなります。

#### 〈相続による経営継承Q&A〉

Q1 農業者で相続が発生した際の減価償却資産の承継について、被相続人の準

確定申告と相続人の確定申告における減価償却費の計算方法などの留意点を教えてください。

被相続人の準確定申告においては、死亡の月までの月割按分によって減価償却費を計算します。

一方、相続人の確定申告においては、相続によって取得した月からの月割按分によって減価償却費を計算します。その結果、相続があった年分においては被相続人と相続人を合算すると13ヵ月分の減価償却費が計上されることとなります。

この場合、減価償却資産の取得価額および未償却残額は引き継ぐこととなります。ただし、減価償却方法を決定するうえでの取得日は引き継ぎませんので、被相続人において平成19年3月以前に取得して旧定額法で償却していた資産であっても、相続人においては新たな定額法（定率法を選択した場合には新たな定率法）で計算することとなります。

(表1) 相続によって承継した資産の減価償却

| 項目    |               | 被相続人       | 相続人                     |
|-------|---------------|------------|-------------------------|
| 取得日   | 償却方法の判定       | 当初取得日      | 相続日                     |
|       | 所有期間の判定（譲渡所得） | 当初取得日      | 当初取得日（引継）               |
| 取得価額  |               | 当初取得価額     | 当初取得価額（引継）              |
| 未償却残高 |               | 期首未償却残高    | 相続日未償却残高（引継）            |
| 耐用年数  |               | 法定耐用年数     | 法定耐用年数（引継）              |
| 償却方法  | 平成19年3月以前取得   | 旧定額法又は旧定率法 | 定額法又は定率法（平成19年4月以後の相続等） |
|       | 平成19年4月以後取得   | 定額法又は定率法   |                         |

〈参考〉 国税庁ホームページ・質疑応答事例・所得税

平成19年4月1日以後に相続により減価償却資産を取得した場合

【照会要旨】

Bは、平成26年5月10日にAから木造アパートを相続しました。このアパートの取得価額等は次のとおりですが、Aの準確定申告およびBの確定申告における平成26年分の償却費の額はいくらですか。

- (1) 取得年月：平成3年1月
- (2) 取得価額：10,000,000円
- (3) 法定耐用年数：22年（旧定額法および定額法の償却率0.046）
- (4) 平成26年1月1日の未償却残額：500,000円（取得価額の5%相当額）

【回答要旨】

Aの準確定申告において必要経費算入される償却費の額は41,667円、Bの確定申告において必要経費に算入される償却費の額は306,667円となります。

- (1) Aの準確定申告における減価償却費の計算

平成19年3月31日以前に取得した一定の減価償却資産で、各年分の不動産所得等の金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額（建物についてはその取得価額の95%相当額）に達している場合には、未償却残額をその達した年分の翌年分以後の5年間で、1円まで均等償却することとされています。

す（所得税法施行令第134条第2項）。

また、年の中で死亡した場合の必要経費に算入される金額は、その償却費の額に相当する金額を12で除し、これにその年1月1日からその死亡の日までの期間の月数を乗じて計算した金額とされています（同条第3項）。

したがって、Aの準確定申告における減価償却費の計算は次のようになります。

$$(500,000円 - 1円) \div 5年 \times 5/12 = 41,667円$$

（相続時の未償却残額458,333円）

(注) 1円までの5年均等償却は、平成20年分以後の所得税について適用されます（平成19年政令第82号附則第12条第2項）。

- (2) Bの平成26年分の確定申告における減価償却費の計算

平成19年4月1日以後に取得した建物の減価償却の方法は、定額法とされ（所得税法施行令第120条の2第1項第1号）、この「取得」には、相続、遺贈または贈与によるものも含まれます（所得税基本通達49-1）。

ただし、減価償却資産の取得価額および未償却残額は、相続により取得した者が引き続き所有していたものとみなされます（所得税法施行令第126条第2項）。

したがって、Bの平成26年分の確定申告における減価償却費の計算は次のようになります。

10,000,000円 × 0.046 × 8 / 12 =  
306,667円（未償却残額151,666円）

#### 【関係法令通達】

所得税法第49条、所得税法施行令第120条の2第1項、第126条第2項、第134条、平成19年政令第82号附則第12条第2項、所得税基本通達49-1

#### 注記

平成26年7月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会にかかる事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

Q2 事業主が死亡した後、妻名義での出荷を届け出ましたが、その後、話し合いにより長男が相続することとなりました。妻名義で出荷済みの子牛について出荷名義を長男名義に変更できない場合、確定申告は妻と長男がそれぞれ申告をしなければならないのでしょうか？また、肉用牛免税は事業主が変更された後も対象となるのでしょうか？

#### 確定申告の名義

同一生計の親族のうちに二人以上の者がそれぞれの名義で子牛などの農畜産物を出荷した場合であっても、原則としてそれぞれの名

義で申告することは認められず、いずれか一方の所得としてまとめて申告することになります。農畜産物の出荷名義と所得税の申告名義とは一致している方が望ましいものの、必ずしも同一でなければならないということではありません。

ご質問のケースでは、相続によって事業を承継する者が決まるまで暫定的に被相続人の妻の名義で出荷したものの、被相続人の長男が相続によって事業を承継することとし、今後は長男の名義で出荷するということですので、妻の分の出荷に係る所得も事業を承継した長男の名義で申告することになります。

#### 肉用牛免税の適用

相続によって事業を承継した場合であってもその者が農業を営む者に該当すれば肉用牛免税を適用することができます。なお、通常は2ヵ月以上飼育した場合に肉用牛免税の適用対象となるとされていますが、肉用牛の飼育期間が極端に短く、単なる肉用牛の移動を主体とした売却により生じた所得を肉用牛免税の適用対象から除外する趣旨です。相続によって事業を承継した場合には被相続人における取得日を相続人が引き継ぎますので、被相続人による肉用牛の飼育開始（肉用子牛の場合は受胎のとき）から相続人による売却までの期間が通算して2ヵ月以上であれば、問題ありません。

次回は個人畜産農業者の生前の経営継承について述べます。

セミナー

## 経営技術

## 平成26年度における畜産特別資金等借受者の計画達成に係る実績点検結果の概要について①（酪農経営）

## 1 本点検の概要

(1) 本実績点検は、畜産特別資金融通事業実施要領の規定に基づき、平成26年度（1月～12月）の経営改善計画の進捗状況を把握し、その後の指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。

(2) この点検結果について、27道府県畜産協会等からの報告に基づき1,151戸【畜産特別資金〔特別支援資金、(新)特別支援資金、改善緊急支援資金等〕、維持緊急支援資金】の取りまとめを行いました。

## 2 集計・取りまとめ方法

(1) 道府県畜産協会等から報告されたデータ「実績点検集計表」を集計システムソフトにより、畜産特別資金および緊急支援資金ごとに大家畜〔酪農、肉用牛（肉専繁殖、肉専肥育、乳用肥育、哺育育成）〕、養豚（繁殖、一貫、肥育）のデータ集計表を作成しました。

(2) (1)のデータ集計表を酪農、肉用牛、養豚ごとに集計し、計画に対する進捗状況について取りまとめを行いました。本号ではその中から酪農経営の取りまとめ結果について掲載します。

## 3 結果概要

【平成26年度における畜産特別資金等借受者の計画達成に係る実績点検結果要旨】

○酪農経営の実績については、全国計（一戸当たり）では畜産部門収入は年間計画を達成しているものの、畜産部門支出が同計画を上回ったことなどから、償還財源が確保されていない状況。疾病および自給飼料の品質低下等により乳量の減少や飼料価格の高騰の影響を受けている。

## ア 計画に対する進捗状況

- ① 報告があった農家数638戸の一戸当たりの実績は、飼養頭数は101.5頭（計画対比97.8%）で、畜産部門収入は57,362千円（同101.8%）、畜産部門支出は50,925千円（同104.4%）、家計費は6,668千円（同104.3%）となり、償還財源は4,464千円（同82.3%）と未達となっている。
- ② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養頭数は113.7頭（計画対比98.5%）で、畜産部門収入は59,556千円（同101.4%）、畜産部門支出は53,490千円（同104.1%）、家計費は7,394千円（同104.9%）となり、

償還財源は4,493千円(同79.8%)となっている。

③ 一方、府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は52.1頭(計画対比91.6%)で、畜産部門収入は48,447千円(同104.3%)、畜産部門支出は40,500千円(同105.8%)、家計費は3,722千円(同100.2%)となり、償還財源は4,348千円(同95.0%)となっている。

④ 全国の償還財源の進捗率は、90%未満の農家が291戸(45.6%)、90~100%未満が62戸(9.7%)、100%~110%未満が118戸(18.5%)、110%以上が167戸(26.2%)となっている。

イ 計画に対して進んでいない要因等(主な事例:以下同じ)。

#### (畜産部門収入)

- ① 飼養等管理不足による生乳出荷量・販売収入の減少
- ・分娩間隔の長期化による搾乳量が減少
  - ・育成牛が価格高により導入が進まず飼養頭数が減少
  - ・償還財源の確保のため育成牛と初妊牛の売却による飼養頭数が減少

- ・搾乳回数(3回⇒2回)を減らしたことによる搾乳量が減少

② 疾病、死亡等による飼養頭数・生乳生産量の減少

- ・疾病(乳房炎、周産期病、肺炎、子宮脱、サルモネラ、繁殖障害、ウイルス性気管支炎、肢蹄病等)の発症
- ・事故・死亡(怪我、起立不能、肢蹄故障、分娩時)の発生
- ・体細胞の発生により生乳を廃棄

③ 粗飼料の品質低下等による生乳生産量の減少

- ・1番草のサイレージが天候不順で刈遅れとなり栄養価が低下
- ・放牧の開始時に干ばつで草が伸び悩み牛の食込み低下
- ・放牧地及び草地において永年草地が多く、粗飼料の栄養価が低下
- ・保管していたTMR飼料が大雨で冠水したことによる品質低下
- ・サイレージの不良発酵や品質劣化(カビ)により牛の食込み低下

#### (畜産部門支出)

- ・家族の病気によるヘルパー代が増加

(表1) 酪農経営の資金別計画達成の進捗状況(一戸当たり)

(単位:千円、%)

| 区分  | 資金名    | 集計戸数 | 飼養頭数  |      | 畜産部門収入 |       | 畜産部門支出 |       | 家計費   |       | 償還財源  |       |
|-----|--------|------|-------|------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     |        |      | (平均)  | 計画対比 | (平均)   | 計画対比  | (平均)   | 計画対比  | (平均)  | 計画対比  | (平均)  | 計画対比  |
| 北海道 | 畜産特別資金 | 231  | 113.6 | 99.2 | 60,135 | 101.5 | 54,690 | 102.6 | 7,121 | 102.6 | 4,140 | 88.1  |
|     | 緊急支援資金 | 281  | 113.8 | 98.0 | 59,080 | 101.3 | 52,504 | 105.5 | 7,620 | 106.6 | 4,783 | 74.8  |
|     | 計      | 512  | 113.7 | 98.5 | 59,556 | 101.4 | 53,490 | 104.1 | 7,394 | 104.9 | 4,493 | 79.8  |
| 府県  | 畜産特別資金 | 30   | 57.3  | 94.1 | 56,591 | 102.2 | 47,978 | 101.8 | 3,943 | 98.0  | 5,681 | 113.5 |
|     | 緊急支援資金 | 96   | 53.1  | 95.6 | 45,903 | 105.1 | 38,163 | 107.4 | 3,651 | 101.0 | 3,931 | 88.5  |
|     | 計      | 126  | 52.1  | 91.6 | 48,447 | 104.3 | 40,500 | 105.8 | 3,722 | 100.2 | 4,348 | 95.0  |
| 計   | 畜産特別資金 | 261  | 107.1 | 98.8 | 59,728 | 101.6 | 53,918 | 102.5 | 6,749 | 102.3 | 4,317 | 91.1  |
|     | 緊急支援資金 | 377  | 98.3  | 97.7 | 55,725 | 102.0 | 48,852 | 105.8 | 6,612 | 105.8 | 4,566 | 77.4  |
|     | 計      | 638  | 101.5 | 97.8 | 57,362 | 101.8 | 50,925 | 104.4 | 6,668 | 104.3 | 4,464 | 82.3  |

- ・飼料価格高騰、牧草購入の増加
- ・機械の購入費・修繕費や牛舎施設の修理費が増加

#### 〔家計費・その他〕

- ・教育費の増加
- ・米麦（他部門）の交付金等が減少

#### ウ 地域で実施した指導と今後の対応

##### ① 経営・資金管理等の指導

- ・労働力不足を解消するため家族による支援
- ・Web農業簿記システムの活用による簿記記帳
- ・返済財源確保のための毎月の積立による資金確保

##### ② 飼養技術・管理等の指導

- ・高能力牛の導入による低能力牛の更新および牛群改良
- ・分娩間隔と平均授精回数の改善のため、分娩後の生殖器回復検査の実施
- ・後継牛確保に向けた性判別精液の活用
- ・夏場に牧場を利用した放牧による足腰の強い育成牛の確保
- ・分娩間隔を短くするため、乾乳期の飼養管理改善と、早期発情の発見と初回授精の短縮化

##### ③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・洗剤、殺菌剤の適正使用による搾乳機材の洗浄を徹底
- ・個体観察の充実による体調不良牛の早期発見・早期治療
- ・乳房炎発生を未然に防ぐための牛舎消毒等の衛生管理を徹底

- ・周産期病低減と次回分娩のために、乾乳期に良質粗飼料主体の給与による体力増強

##### ④ 自給飼料の確保等の指導

- ・飼料費を削減のため、デントコーンの作付面積の拡大
- ・自己採取飼料の利用により飼料費の圧縮

#### エ 県協議会の指導・支援事項

##### ① 経営・資金管理等の指導

- ・労働力不足について家族を説得して協力を得る必要
- ・収支計画と実績との比較検討による経営改善状況の確認
- ・飼料費等の未払金残高などの動向をモリタリングによりチェックし、関係機関と情報の共有
- ・経営状況を把握するために、販売状況、生産技術や経営収支を、毎月、記録・検討

##### ② 飼養技術・管理等の指導

- ・母牛の観察回数等の充実による発情予定日の把握と発情の見落とし防止
- ・分娩前後の増飼、最高泌乳期の乾物摂取量の増加

##### ③ 疾病、事故低減対策等の指導

- ・個体観察の充実による異常牛の早期発見・早期治療
- ・乳質（体細胞）ペナルティーの対策として、乾乳期の乳房炎の予防・治療の徹底

**(独)農畜産業振興機構からのお知らせ****肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)  
の補填金単価(概算払)について****[平成28年2月分]**

平成28年2月に販売された交付対象の契約肥育牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱附則9の概算払の補填金単価について、表1および表2の通り公表しました。

また、平成28年2月に販売された生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛に適用する補填金単価については、表3の通り公表しました。

なお、補填金単価の確定値については、5月上旬に公表する予定です。

(表1) 補填金単価の算定(全国)

単位:円/頭

| 区 分                  | 肉専用種(地域算定県を除く) | 交 雑 種   | 乳 用 種    |
|----------------------|----------------|---------|----------|
| 粗収益 (A)              | 1,232,069      | 709,300 | 450,283  |
| 生産コスト (B)            | 1,006,567      | 699,701 | 463,487  |
| 差額 (C)=(A)-(B)       | 225,502        | 9,599   | △ 13,204 |
| 暫定補填金単価 (D)=(C)×0.8  | —              | —       | 10,500   |
| 補填金単価(概算払) (D)-4,000 | —              | —       | 6,500    |

注:平成26年4月分から、消費税抜きで算定しています。

100円未満切り捨て

(表2) 補填金単価の算定(地域算定県・肉専用種)※

単位:円/頭

| 広島県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 鹿児島県 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| —   | —   | —   | —   | —   | —   | —    |

※ 各県の算定結果です。

(表3) 補填金単価(概算払)(生産者積立金の納付が免除された交付対象の契約肥育牛)

単位:円/頭

| 肉専用種 | 交 雑 種 | 乳 用 種 |
|------|-------|-------|
| —    | —     | 4,800 |

注:補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

**あいであ & アイデア**

# 屋根のメンテナンスで快適な畜舎を持続させよう!

編集部

すっかり暖かい季節となりましたが、今年の冬はいかがでしたか？

屋根の雪降しが大変だった方もおられるのではないかと思います。「最近、屋根の雪が多く積もるようになったのでは？」と思われた場合は、来年の冬に向けて今から屋根のメンテナンスを検討されてはいかがでしょうか？

## 畜舎の屋根の特徴

畜舎の屋根は、一般の建築物と比較して“雪が積もりにくい”という特徴がありますが、これは多くの畜舎では天井が無く、家畜が多いことによるものです。

天井が無いことによって、畜舎内の家畜の体温で温められた空気が屋根に届き、屋根に積もった雪を融かすことができるのです。

写真は酪農牛舎の例ですが、周囲の積雪に比べて屋根の雪が少ないことがわかります。

畜舎の屋根に雪が積もりにくい特徴は、畜舎の建築コスト低減のための建築基準法の緩和措置（14年国土交通省告示第474号「特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」）にも生かされています。

## 屋根の状態と滑雪

図は滑雪性の異なる4つ屋根で雪がどのように落雪するかを実験したものです（北海道科学大学2009～2010年）。



写真 畜舎の屋根の積雪状況

①の写真は朝9:00で、激しく雪が降っていました。4つの屋根にも雪がどんどん降り積もっています。

②の写真は11:00の状態です。雪は小康状態となっていますが、屋根への積雪は9:00段階よりも増えています。

③の写真の通り14:00に、左上の屋根の雪が滑雪して雪が無くなっています。このように、まったく同じ環境で同じ構造の屋根であっても、

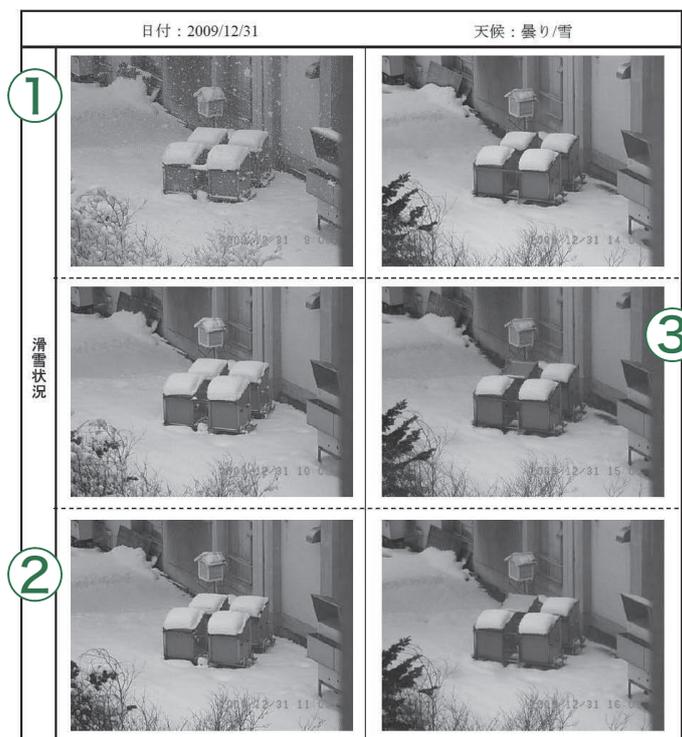


図 屋根の滑雪実験

屋根の滑雪性によって雪の積もり方はまったく異なります。

## 屋根の劣化による滑雪性の低下について

最近の屋根に使われる鋼板の塗装は優秀で、建築間もない屋根材は滑雪しやすいと思われ  
ます。しかしながら、屋根のメッキや塗装は時間とともに劣化しますので、年々滑りにく  
くなっていきます。一般的に5年目くらいから劣化が目立ち始める場合が多いようです。

屋根面が劣化して荒れてくると、雪が滑り落ちにくくなり、屋根に積もる雪が増えてきま  
す。屋根の劣化は、建物の耐用年数よりもずっと早くが始まるので、長期の利用におい  
てはどこかの時点でメンテナンスを行うことが望ましいでしょう。

屋根面の塗装が劣化してきた場合、屋根を張り替えや再塗装、屋根の掃除、と取り組み方  
法はさまざまです。

例えば屋根への再塗装については、塗装の技術や方法で屋根面の滑雪性は異なります。見  
た目が同じでも、塗装のムラなどで性能が異なるのでご注意ください。

屋根のメンテナンスの実施にあたっては、効果や予算に応じて専門家の方とよくご相談  
いただくことで、効率的で快適な畜舎を持続させることに役立つでしょう。

(引用：北海道科学大学(旧北海道工業大学)工学部建築学科准教授  
千葉隆弘2009～2010年滑雪に関する試験)